# 信頼の上に築かれた金融センターへの教訓

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

## 約束としての通貨

占領は、通貨とは約束であり、その価値は発行者の信用力に左右されることを示しました。バナナ紙幣は何も約束していませんでした。裏付けはなく、通し番号がないことも多く、償還の約束もなかったからです。その価値は日本の軍事力と市場の統制に依存していました。その力が衰えつつあると見られるや否や、紙幣は前線での敗北のたびに価値を失いました。これに対し、戦前の通貨はロンドンに保有された準備金と、発行者が戻ってくるという期待に支えられていました。命の危険を冒してこれを密かに保持した人々は、その価値を守ることができました。

この教訓をこれほど直接的に学んだ金融センターはほとんどありません。独立後のシンガポールの制度を築いた世代は、若い成人として占領を経験していました。リー・クアンユー（Lee Kuan Yew）は後に、粛清（Sook Ching）の選別をかろうじて逃れた自らの体験を振り返っていますが、1963年の「血債」集会で演説しました。その一方で、政府は日本から

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

の投資の重要性も考慮していました。[1] 独立後のシンガポールの金融政策は、第C部第V章でシンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore、MAS）の設立と関連づけて検討しますが、その一部は1942年から1945年までの経験への答えとして読むことができます。

## 完全な裏付けと通貨法

マレーシアからの分離後、シンガポールはカレンシー・ボード制度を維持しました。この制度は1967年からシンガポール通貨委員会（Board of Commissioners of Currency, Singapore）によって運営され、通貨は対外資産によって完全に裏付けられ、固定レートで交換可能とされていました。シンガポールはその後、固定為替相場制から離れ、同委員会は2002年にMASと統合されました。旧制度の特徴の一つは、この統合後も存続しました。統合法案を提出した大臣の言葉によれば、流通通貨は「今後も常に対外資産によって完全に裏付けられる」とされ、この原則は「シンガポール・ドルへの信認に寄与してきた」ものでした。[2]

ほとんどの中央銀行は、完全な裏付けなしに健全な通貨を運営しています。シンガポールがこれを維持していることは、裁量的な保証よりも、目に見えて検証可能な保証を好む姿勢を反映しています。占領国によって紙幣が際限なく刷られるのを目の当たりにした国民は、紙幣の発行を海外に保有する資産に結びつけるルールを重視します。独立後にシンガポールが蓄積し、MASとGICが運用する巨額の公的準備金（第D部第I章で検討）は、同じ志向をより大きな規模で表しています。

## トータル・ディフェンスと1942年の記憶

占領の記憶は、国家の防衛ドクトリンにも組み込まれました。トータル・ディフェンス（Total Defence）は、1984年1月22日にシンガポールの包括的な防衛戦略として宣言されました。これはスウェーデンとスイスの国家防衛戦略を参考にしたもので、当初は軍事防衛、民間防衛、経済防衛、社会

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

防衛、心理防衛の五つの柱で構成されていました。2019年には第六の柱としてデジタル防衛が加えられました。トータル・ディフェンスの日は2月15日です。2015年以降、公共警報サイレンは1942年の降伏の時刻である午後6時20分に鳴らされています。[3]

経済防衛は、危機の際に経済を維持するための政府の取組みを対象としており、必需物資の備蓄も含まれます。[4] 金融センターにとって、この概念は決済システムの強靭性、銀行業務の継続性、記録の保全にまで及びます。このドクトリンへのスイスの影響は、二つの巻の間に新たなつながりを加えています。大きな金融セクターを持つ小国が、もう一つの小国から、国家の存続には軍隊だけでなく経済と国民の備えも必要であることを学んだのです。

## 制度的資産としての信頼

占領はまた、個人的な関係のみに基づく信頼の限界も示しました。戦前通貨の闇市場を支えた宗親会や方言集団のネットワークは、個人を守ることはできました。しかし、銃口を突きつけて富を要求する軍隊から共同体を守ることはできませんでした。1942年6月の担保権設定書に署名した指導者たちは共同体の中で最も高い地位にあり、そのことがかえって彼らを恐喝の格好の標的にしました。戦後、植民地国家の制度、そして後には独立共和国の制度が、財産と通貨価値を保証する役割を担いました。シンガポールにおいて法の支配がいかに経済インフラの一要素となったかは、第F部第I章で検討します。

この経験は、シンガポールが地政学的リスクに対して特に敏感である理由も説明しています。かつて数週間で征服され、一夜にして通貨が置き換えられた金融センターは、自らの安全を当然のものとみなすことはできませんでした。第F部第IV章と第K部第V章で検討する大国間のバランス戦略や、準備金、防衛、多角的なパートナーシップの重視は、この記憶を反映しています。プライベート・クライアントにとって、この教訓は別の形を

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

とりました。1942年に資産を失った家族は、複数の法域と資産クラスに分散投資するようになったのです。この習慣は、第E部第III章で現代のファミリーオフィスのストラクチャーの中に再び見ることになります。

## チェックリスト：今日の実務における占領期の遺産

- 1942年から1945年までの期間の資産、記録、権原証書は慎重に扱ってください。占領通貨による取引は、占領期債務者・債権者（Debtor and Creditor (Occupation Period)）立法や後の裁判所の判断によって再評価されている可能性があります。
- 占領期に譲渡された不動産や会社株式については、特に敵性財産が接収、売却され、あるいは後に返還された場合、権原の連鎖を確認してください。
- 家族史や資産のストラクチャリングにおいては、戦時中に海外へ移され、あるいは隠匿された資産の由来を記録してください。来歴の問題は何世代も後に生じることがあります。
- 事業継続計画においては、OCBCが占領前に講じた予防措置にならい、記録と資産の写しを複数の法域に保管してください。
- 通貨リスクやソブリン・リスクを評価する際には、通貨の取引手段としての機能と価値保存の機能を区別してください。バナナ紙幣は、日常の支払いに使われなくなるはるか以前に、価値保存の機能を失っていました。
- シンガポール通貨の完全な裏付けと公的準備金の規模は、金融センターを支える制度的論拠の一部として扱ってください。ただし、それらが変更されうる法律上・政治上の選択に基づいていることも認識しておく必要があります。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

# 注

1. Henedick Chng, “Why ‘Syonan-to’ is still painful”, *Mothership*, 18 February 2017：リー・クアンユーは集会で演説し、粛清による虐殺をかろうじて逃れた体験を語り、日本からの投資誘致が難しくなるおそれがあるにもかかわらず政府はこの要求を支持すると述べた。 ↩

2. Ministry of Finance, Second Reading Speech by Lim Hng Kiang on the Currency (Amendment) Bill 2002, Parliament, 22 July 2002：「BCCS was set up in 1967 to implement the currency board system, which Singapore then practised」。同制度の下では「the exchange rate was fixed between the domestic currency and a specified foreign currency」。Monetary Authority of Singapore, “History of Currency in Singapore”, mas.gov.sg（2026年11月最終閲覧）：シンガポール・ドルの紙幣と硬貨はシンガポール通貨委員会（Board of Commissioners of Currency, Singapore）が発行し、同委員会は2002年にシンガポール金融管理局と統合された。1967年以降、シンガポール、マレーシア、ブルネイはそれぞれ自国通貨を発行した。Ministry of Finance, Second Reading Speech by Lim Hng Kiang, 22 July 2002, paras 5 and 10：「Currency-in-circulation will continue to be fully backed by external assets at all times」。完全な裏付けは「has contributed to confidence in the Singapore dollar」。新設の通貨基金（Currency Fund）は「would continue to provide at least 100% backing for the currency-in-circulation at all times」。 ↩

3. Wikipedia, “Total Defence (Singapore)”（2026年11月最終閲覧）：1984年1月22日に五つの柱（軍事、民間、経済、社会、心理）をもって公式に宣言された。スウェーデンとスイスの戦略を参考にした。2019年に第六の柱としてデジタル防衛が追加された。Wikipedia, “Total Defence (Singapore)”（2026年11月最終閲覧）：トータル・ディフェンスの日は2月15日に記念される。サイレンの時刻は2015年に、1942年の降伏の時刻に合わせて午後12時5分から午後6時20分に変更された。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

4. Wikipedia, “Total Defence (Singapore)”（2026年11月最終閲覧）：経済防衛は、必需物資の備蓄を含め、経済を維持するための政府の取組みを対象とする。 ↩

## Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com